

令和 4 年 4 月 2 6 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 4 月 会 議  
議 案

## 附 議 議 案

| 議 案 番 号 | 件 | 名 |
|---------|---|---|
|---------|---|---|

|           |                                     |  |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 報 告 第 9 号 | 専決処分の報告について<br>(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例) |  |
|-----------|-------------------------------------|--|

|        |                                             |  |
|--------|---------------------------------------------|--|
| 報告第10号 | 専決処分の報告について<br>(令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第11号)) |  |
|--------|---------------------------------------------|--|

## 報告第9号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

### 記

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例

令和4年4月26日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

## 専 決 処 分 書

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

## 洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町税条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第1

5条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の一項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（令和3年洞爺湖町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち洞爺湖町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中洞爺湖町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中洞爺湖町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（令和3年洞爺湖町条例第8号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中洞爺湖町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の

2 第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の洞爺湖町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の洞爺湖町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の

一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例第７３条の２第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の２の規定による固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例第７３条の３第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の３の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

## 報告第10号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

### 記

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）

令和4年4月26日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

## 専 決 処 分 書

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第１１号）については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第１１号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第１１号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０６，１４８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１１９，５７２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

| 款                        | 項                                                      | 補正前の額   | 補 正 額    | 計       |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|---------|----------|---------|
| 1. 町 税                   |                                                        | 986,480 | 10,698   | 997,178 |
|                          | 2. 固 定 資 産 税                                           | 442,770 | 42,000   | 484,770 |
|                          | 5. 入 湯 税                                               | 100,000 | △ 31,302 | 68,698  |
| 2. 地 方 譲 与 税             |                                                        | 70,156  | 2,443    | 72,599  |
|                          | 1. 自 動 車 重 量 譲 与 税                                     | 49,000  | 2,617    | 51,617  |
|                          | 2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税                                     | 18,200  | △ 148    | 18,052  |
|                          | 3. 森 林 環 境 譲 与 税                                       | 2,956   | △ 26     | 2,930   |
| 3. 利 子 割 交 付 金           |                                                        | 1,000   | △ 281    | 719     |
|                          | 1. 利 子 割 交 付 金                                         | 1,000   | △ 281    | 719     |
| 4. 配 当 割 交 付 金           |                                                        | 1,800   | 744      | 2,544   |
|                          | 1. 配 当 割 交 付 金                                         | 1,800   | 744      | 2,544   |
| 5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 |                                                        | 1,300   | 2,005    | 3,305   |
|                          | 1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金                               | 1,300   | 2,005    | 3,305   |
| 6. 法 人 事 業 税 交 付 金       |                                                        | 5,000   | 6,778    | 11,778  |
|                          | 1. 法 人 事 業 税 交 付 金                                     | 5,000   | 6,778    | 11,778  |
| 7. 地 方 消 費 税 交 付 金       |                                                        | 200,000 | 37,169   | 237,169 |
|                          | 1. 地 方 消 費 税 交 付 金                                     | 200,000 | 37,169   | 237,169 |
| 8. ゴルフ場利用税交付金            |                                                        | 500     | △ 223    | 277     |
|                          | 1. ゴルフ場利用税交付金                                          | 500     | △ 223    | 277     |
| 9. 環 境 性 能 割 交 付 金       |                                                        | 5,000   | △ 143    | 4,857   |
|                          | 1. 環 境 性 能 割 交 付 金                                     | 5,000   | △ 143    | 4,857   |
| 10. 地 方 特 例 交 付 金        |                                                        | 107,500 | 1,978    | 109,478 |
|                          | 1. 地 方 特 例 交 付 金                                       | 4,000   | △ 23     | 3,977   |
|                          | 2. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金 | 103,500 | 2,001    | 105,501 |

(単位：千円)

[illegible]

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款         | 項            | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 2. 総 務 費  |              | 828,408   | 101,299 | 929,707   |
|           | 1. 総 務 管 理 費 | 793,961   | 101,299 | 895,260   |
| 7. 商 工 費  |              | 281,642   | 0       | 281,642   |
|           | 2. 観 光 費     | 221,689   | 0       | 221,689   |
| 10. 教 育 費 |              | 405,474   | 4,341   | 409,815   |
|           | 1. 教 育 総 務 費 | 109,767   | 4,341   | 114,108   |
| 13. 予 備 費 |              | 54,633    | 508     | 55,141    |
|           | 1. 予 備 費     | 54,633    | 508     | 55,141    |
| 歳 出 合 計   |              | 8,013,424 | 106,148 | 8,119,572 |

第2表 地方債補正

## 1. 変更

(単位：千円)

| 起債の<br>目 的                  | 変 更 前 |                     |                                                                                                  |                                                                                                                                      | 変 更 後 |            |    |            |
|-----------------------------|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|----|------------|
|                             | 限度額   | 起債の<br>方 法          | 利率                                                                                               | 償還の<br>方 法                                                                                                                           | 限度額   | 起債の<br>方 法 | 利率 | 償還の<br>方 法 |
| 財 田 自 然<br>観 察 道 整 備<br>事 業 | 2,800 | 普通貸借<br>又 は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借入<br>れる資金に<br>ついて、利<br>率見直しを<br>行った後に<br>おいては、<br>当該見直し<br>後の利率) | 政府資金又<br>はその他資<br>金とし、その<br>融資条件に<br>よる。<br>ただし、町財<br>政の都合に<br>より措置期<br>間及び償還<br>期限を短縮<br>し、もしくは<br>繰上償還又<br>は低利に借<br>換えること<br>ができる。 | 4,500 | 同左         | 同左 | 同左         |